

奈良県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
飯岡形成外科クリニック	桜井市大字栗殿一〇一九一六	平成二十八年十二月三十一日
飯岡皮膚科	桜井市大字桜井二七〇番地の一	平成二十九年一月二十七日
石川眼科	生駒市辻町三九七―八 東生駒八番館一階	平成二十九年三月三十一日
まつたハートクリニック	大和郡山市本庄町二四七―一	平成二十九年五月三十一日
城井内科医院	宇陀市榛原下井足二二―一	平成二十九年五月三十一日
西嶋歯科医院	大和郡山市筒井町五八七	平成二十九年五月三十一日
岸田小児科	大和郡山市南郡山町五二〇―一 近鉄郡山駅前ビルマインド二一五階	平成二十九年六月十日